

京都府立大学

目 次

I	認証評価結果	2-(10)-3
II	基準ごとの評価	2-(10)-4
	基準1 大学の目的	2-(10)-4
	基準2 教育研究組織	2-(10)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(10)-9
	基準4 学生の受入	2-(10)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(10)-16
	基準6 学習成果	2-(10)-27
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(10)-30
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(10)-36
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(10)-39
	基準10 教育情報等の公表	2-(10)-45
III	意見の申立て及びその対応	2-(10)-46
<参 考>		2-(10)-47
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(10)-49
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(10)-50
iii	自己評価書等	2-(10)-56

I 認証評価結果

京都府立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 男女共同参画の一層の推進のために平成 25 年度に男女共同参画推進室を設置し、研究支援員制度の導入、女性に限定した教員の公募、「女性教員の採用・登用の促進のための学部・研究科によるアクションプラン」の策定をしており、この取組を推進したチームは平成 26 年度に京都府公立大学法人から教職員表彰（功績職員表彰）を受けている。
- 教員評価の結果が給与に反映される仕組みについて明文化されている。
- 京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との間で京都三大学教養教育共同機構を構築し、「リベラルアーツゼミナール」を設けるなどして、大学や進路志望の違いを越えた多面的な視点による学習及び討論を行う場を実現している。
- 学部共通プログラムの一つとして副専攻「京都文化学コース」を平成 27 年度まで設け、平成 28 年度から文学部の必修科目として「国際京都学プログラム」を設けるなどして、京都に位置し、京都と関わりの深い文学や文化、歴史を研究対象とする学部において、国際的視野の育成、京都の地域社会や文化交流に貢献できる能力を育む環境を実現している。
- 文理融合の学部横断型プログラム「和食の文化と科学」を平成 27 年度から開講している。
- 平成 27 年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択された「北京都を中心とする国公立・高専連携による京都創成人材育成事業」に参加するなど、地域と連携する教育プログラムの構築に取り組んでいる。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い。
- 教育研究のための施設の耐震化が十分になされていない。
- 学生が利用できる端末が十分に整備されているとはいえ、また無線LANが円滑に利用できない箇所が数多く残っている。
- 図書館において教育研究上必要な最新資料は必ずしも十分ではなく、特に電子的オンライン資料の整備は不十分である。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、「京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする」と学則に定めている。

各学科の目標、及び人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定めている。例えば、日本・中国文学科については、「日本と中国の言語・文学について探求することを目的として、日本語学・日本文学・中国文学について、相互の関連を踏まえながら専門的な教育・研究を行い、各分野について深い知識を持ち、かつ三分野を関連づけて思考することのできる人材を養成する」と定めている。他の学科においても同様に定めている。

「京都府立大学の理念」及び「京都府立大学の行動憲章」を定めている。さらに、京都府知事が定めた中期目標に基づく中期計画に学部、学科の教育、研究に関する目標が具体的に示されている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は「京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる学術の理論及び応用を教授研究し、世界水準の優れた研究者を養成するとともに、また高度の専門性をもつ職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする」と大学院学則に定めている。

各専攻の目的は大学院学則に定めている。例えば、国文学中国文学専攻については、「日本語学・日本文学・中国文学の各分野について独創的な研究を行うとともに、三分野を関連づけた学際的な研究をも推進できる研究者及び専門的能力を有する高度な職業人を養成する」と定めている。他の専攻についても同様に定めている。

博士前期課程の目的は「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする」と、博士後期課程の目的は「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と大学院学則に定め

られている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

3学部11学科から構成されている。

- ・ 文学部（3学科：日本・中国文学科、欧米言語文化学科、歴史学科）
- ・ 公共政策学部（2学科：公共政策学科、福祉社会学科）
- ・ 生命環境学部（6学科：食保健学科、環境デザイン学科、環境・情報科学科、農学生命科学科、森林科学科、生命分子化学科）

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育の全学的・統一的な企画・立案を行うとともに運営・実施の責任を負う組織として、教養教育センターを設置している。教養教育センターは、教育研究評議会委員であり学長が教養教育を総括する者として指名するセンター長が統括し、常任運営委員会、運営委員会で運営上の重要事項を審議するとともに、教養教育の企画・実施を担当し、教育課程の編成や担当教員の選考を行い、6つの分野別小委員会を設置している。センターには事務局が置かれ、学務課長がセンター事務局長を務め、学務課教務担当3人の職員が事務を担当している。

全学の教員がそれぞれの専門分野に応じて科目を担当するとともに、必要な非常勤講師も確保している。

京都工芸繊維大学、京都府立大学、京都府立医科大学の京都三大学が実施する京都三大学教養教育共同化科目の運営を行う京都三大学教養教育研究・推進機構に参画している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

3研究科7専攻から構成されている。

- ・ 文学研究科（3専攻：国文学中国文学専攻、英語英米文学専攻、史学専攻）
- ・ 公共政策学研究科（2専攻：公共政策学専攻、福祉社会学専攻）
- ・ 生命環境科学研究科（2専攻：応用生命科学専攻、環境科学専攻）

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附属施設として、附属図書館、生命環境学部附属農場及び同演習林(大野、大枝、久多、鷹峯、日吉及び梅ヶ畑の6か所)、教職センター、地域連携センター、教養教育センター、京都政策研究センター、京都和食文化研究センターを設置している。

農場及び演習林は、「生物生産科学集中実習Ⅱ」、「森林計測学」等の生命環境学部における学生実習で利用されるほか、卒業論文を含む学生の学習研究、教員の研究活動において活用されている。また、「演習林野外セミナー」等によって、生涯学習の機会も提供している。生命環境科学研究科・学部担当教員、事務・技術職員が運営に当たり、農場や演習林の生産物を販売している。

教職センターは、教職課程についての編成方針及び授業計画、教職、教科、教育実習等の実施計画並びに実習生の選考及び指導、教職課程履修者の相談支援、教員採用試験受験者に対する指導・支援、教職課程のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動及び自己点検・評価、教職課程に係る学外の機関及び組織等との連絡、調整及び協議等、教員免許状更新講習を実施している。

京都和食文化研究センターは、和食文化を担う人材の育成、和食文化に関する研究の推進及び研究成果の府民への還元等を行うことにより、和食文化の保護、継承及び発展に寄与することを目的として設置されている。また、文理融合の学部横断型プログラム「和食の文化と科学」を平成27年度から開講している。

地域連携センターは、京都府立大学の地域連携及び産学連携の総合窓口として、地域住民、NPO、行政、企業等との連携を深め、地域の文化及び産業の振興並びに地域社会の発展に寄与することを目的として設置され、地域社会の諸活動に対する専門的な支援や地域課題に係る調査研究の調整・受入、民間等との共同・受託研究の調整・受入、生涯学習事業の企画・立案・実施、地域・産学公連携に関する情報の収集・発信を行っている。

京都政策研究センターは、京都府政の重要課題に係る政策研究、地方公共団体等との共同研究及び受託研究等、行政職員等の政策立案能力等の向上、政策研究の成果の府民等への還元等を行っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究活動に関する重要事項を審議する機関として、全学に教育研究評議会、学部に教授会及び教員会議をおき、研究科に研究科会議を置いている。

教育研究評議会は、学長、副学長、文学部長、公共政策学部長、生命環境科学研究科長、附属図書館長、教務部長、学生部長等及び学長が指名する学外者並びに事務局長によって構成され、平成27年度は11回開催している。中期目標について知事に対して述べる意見に関する事項等、学則及びその他の教育研究に係る重要な規程等の制定及び改廃に関する事項等のほか、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、学生の入学、卒業又は課

程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項等を審議している。

各教授会は各学部、研究科の教授から構成されるが、准教授等も出席して原則として教員会議を月2回開催し、学部等に関する規程等の制定及び改廃、学部長及び教育研究評議会委員の選出、学部予算、学部における教育課程の編成及び授業科目等、学部学生の入学、退学、転学、留学、休学、卒業等について審議している。学部教員の選考については教授会構成員のみが出席して審議している。平成27年度には文学部で24回、公共政策学部で23回、生命環境科学研究科で24回開催している。

研究科会議においては、研究科学生の入学、修了、修士及び博士の学位、研究科教員の選考、研究科学生の懲戒、研究科における教育課程の編成に関する事項について審議している。生命環境科学研究科教授会は研究科長及び教育研究評議会委員の選考に関する事項についても審議している。

教育基本方針の立案、教育課程の運営・実施等、教務に関する事項全般について審議するために、教務部長、教養教育センター長、教職センター副センター長2人、各学部各学科及び各大学院研究科各専攻から選出された各1人の教員、学務課長によって構成される教務部委員会を設置している。教務部委員会には、教育課程、教育プログラム等の企画・立案、運営に関する全学的事項を協議し、必要な提案を行うための企画委員会、教務部委員会FD部会（教育機能・教育方法の開発、高度化に関する事項を協議・処理）、人権教育部会（人権教育の基本方針、教育課程の企画・運営に関する事項を協議・処理）、教育課程運営部会（時間割編成・教室配当、学生便覧作成・履修ガイダンス等、教育の実施運営に関する事項を協議・処理）の3部会を置いている。平成27年度には、教務部委員会を4回、同企画委員会を3回、FD部会を1回開催し、人権教育部会を2回、教育課程運営部会を4回開催している。

教職課程の授業計画・実施、教育実習の計画・実施等、教育職員養成課程の運営に関しては教職センター運営委員会が審議している。

平成27年度には、教育の内部的な質保証に資するため、教育の評価とそれに基づく改善の一体的な検討を行うことを目的として、FD部会、学部等自己評価委員会、教養教育センターから選出された者を主要な構成員とする教育評価・開発推進室を設置している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は文学部、公共政策学部又は生命環境科学研究科に所属している。文学部、公共政策学部の学科に所属する教員は、学部の所属学科で学士課程の教育を担当し、そのうち一部の教員は大学院の教育を専門分野に応じて各専攻で担当している。生命環境科学研究科の専攻に所属する教員は、いずれかの専攻で大学院課程の教育を担当し、学士課程の教育を専門分野に応じて各学科で担当している。

副学長、文学部長（兼文学研究科長）、公共政策学部長（兼公共政策学研究科長）、生命環境科学研究科長（兼生命環境学部長）を置き、各学科、各専攻に主任を置いて、教育研究に係る責任の所在を定めている。教員組織の組織的な連携体制を確保するため、大学全体の教育方針及びそれに基づく取組、行事等については企画・推進会議（毎週開催）及び部局長会議（月2回開催）で討議し、情報・課題の共有を図るとともに、教育研究評議会（毎月開催）で審議している。各学部、各研究科では、教員会議（月2回開催）、学科主任会議（随時開催）、学科会議（随時開催）により、単位組織内の情報・課題の共有を図るとともに、教員の意見を集約するなど、教員間の組織的な連携体制を確保している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 文学部：専任34人（うち教授17人）、非常勤56人
- ・ 公共政策学部：専任24人（うち教授7人）、非常勤59人
- ・ 生命環境学部：専任89人（うち教授37人）、非常勤99人

公共政策学部社会福祉学科については、平成27年度から教授が1人、大学設置基準に定められた必要教員数を下回っている状況にあったが、平成29年3月1日付で准教授が1人教授に昇任し、不足が解消されている。

そのほかについては、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

教育上主要と認める科目（必修科目及び選択必修科目）のうち専任の教授・准教授が担当している割合は85.1%（303/356）である。また、教養科目で教育上主要と認める科目（必修科目及び選択必修科目）

のうち専任の教授・准教授が担当している割合は80.0%（8/10）である。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 32 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 公共政策学研究科：研究指導教員 12 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 生命環境科学研究科：研究指導教員 87 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 2 人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 23 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 公共政策学研究科：研究指導教員 6 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 生命環境科学研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 24 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員人事について、新規採用については原則公募としている。公募制による採用実績は、平成 24 年度は 10 人、平成 25 年度は 2 人、平成 26 年度は 3 人、平成 27 年度 10 人、平成 28 年度(平成 28 年 6 月 30 日現在) 3 人である。

平成 28 年度における教員の年齢構成は、30 歳から 39 歳までが 11.6%、40 歳から 49 歳までが 38.8%、50 歳から 59 歳までが 32.7%、60 歳以上が 17.0%である。

女性教員の割合は、大学全体で 20.4%であり、すべての学部・研究科で女性教員を採用している。男女共同参画の一層の推進のために、平成 25 年度に男女共同参画推進室を設置し、研究支援員制度の導入、女性に限定した教員の公募、「女性教員の採用・登用の促進のための学部・研究科によるアクションプラン」を策定しており、この取組を推進したチームは平成 26 年度に京都府公立大学法人から教職員表彰（功績職員表彰）を受けている。

また、外国人の専任教員を 2 人採用している。

さらに、専任教員以外に特任教員、客員教員の制度を設けて、プロジェクト研究への参画や、著名人による講義を行うことを可能としている。平成 27 年度は、特任教員を 25 人、特任研究員を 3 人、客員教員を 9 人採用している。

研究面では、京都府立の公立大学として京都府における知の拠点として諸分野にわたる真理を探究し、その成果を諸方面に活かすとの目標を達成すべく、地域貢献型特別研究として、毎年 30 数課題の京都府に関わる地域研究・調査研究に取り組み、その際学外を含めた学部横断的な研究グループが組織されることで、教員組織の活性化につながっている。なお、長期研究専念制度（平成 26～28 年度の実績は文学部 6 人、公共政策学部 4 人、生命環境科学研究科 11 人）を設けて、海外研修や国内長期研修を通じて、研究活動面でも活性化を図っている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じら

れていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇格に当たっての基準は教員選考規程に定め、その運用については、各学部・研究科の教員選考内規で定めており、教員選考委員会を設置して当該学科、専攻の選考基準に照らして選考が実施されている。最終的には、学長により決定される。

学士課程における教育上の指導能力については、その履歴、経験年数、教育業績、面接及び模擬授業を参考に審査している。また、大学院における教育研究上の指導能力については、専門分野、職位別に必要論文数等の基準を定めて、それに基づき審査している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価は、教員活動評価実施要綱に基づき、各教員が自ら定める活動計画に基づき、教育、研究、管理運営、地域貢献、そのほかの項目について定期的な自己評価による活動報告を行い、各学部長・研究科長と学長がそれらに対して評価している。さらに「京都府公立大学法人教職員（一般教職員）に係る勤務成績の給与反映に関する取扱要領」によって人員比率が定められた区分ごとの学長の判定結果に基づき、法人の理事長が勤勉手当、昇給への反映を実施している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するのに必要な事務職員及び技術職員を、事務局管理課（22人）及び企画課（9人）、学務課（15人）、附属図書館（3人）、生命環境学部附属農場（10人、内兼務10人）及び附属演習林（3人）に配置している。

TAについては、各学部における実験、実習、演習を中心として活用を図っている。平成27年度は延べ143人のTAを122科目に配置している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 男女共同参画の一層の推進のために平成25年度に男女共同参画推進室を設置し、研究支援員制度の導入、女性に限定した教員の公募、「女性教員の採用・登用の促進のための学部・研究科によるアクションプラン」の策定をしており、この取組を推進したチームは平成26年度に京都府公立大学法人から教職員表彰（功績職員表彰）を受けている。

- 教員評価の結果が給与に反映される仕組みについて明文化されている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学科・専攻ごとに、「教育の基本方針、求める学生像、求める基礎学力」からなる入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、多様な入学者選抜を実施し、志願者の能力や資質を総合的に評価し判定することを入学者選抜の基本方針としている。

例えば、公共政策学部公共政策学科では、
「教育の基本方針

- 1 住民が心ゆたかに暮らせる地域づくりにとって必要かつ有用な法律学、経済学、政治学の理論を修得し、
- 2 地域社会がかかえる問題を的確に把握するとともに、それを解決するための政策を立案する能力を養い、
- 3 さまざまな個人、NPO、地域コミュニティ、企業、行政など多様な主体が協働して築き上げる 「公共政策」のあり方を学びます。

求める学生像

- 1 社会の発展と現代社会の制度・政策的課題の解明に強い関心を持つ人
- 2 人間の発達と政策形成の課題の解明に強い関心を持つ人
- 3 よりよい地域社会を築くために積極的に貢献したいと考える人

求める基礎学力

- 1 高等学校での基礎的諸教科(国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科)のそれぞれについての十分な学力
- 2 社会問題をさまざまな角度・視点から観察し、客観的・科学的に分析する基礎的能力
- 3 ものごとを論理的に考え、自分自身の意見を持ち、それを整理して表現する能力

と定めている。その他の学科においても同様に定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成 28 年度に見直しを行い、改定された入学者受入方針を平成 29 年度から実施することを決定していることを確認している。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程においては一般選抜として前期日程及び後期日程、特別選抜として推薦入学、外国籍や外国で教育を受けた者（外国人留学生）等を対象とした試験をすべての学部において実施している。また編入学を実施している。

学部前期日程では、大学入試センター試験、個別学力試験の総合的判定により選抜している。学部後期

日程では、大学入試センター試験、個別学力試験・実技試験の総合判定により選抜している。

推薦入学試験では、大学入試センター試験を免除し、小論文、面接、推薦書・調査書等により総合的に判定・選抜している。

編入学試験では、筆記試験、小論文、面接、推薦書・調査書等により総合的に判定・選抜している。

大学院においては、前期及び後期課程それぞれで選抜試験を年1回又は2回実施している。また外国籍や外国で教育を受けた者（外国人留学生）等を対象とした試験をすべての研究科において実施している。大学院では、筆記試験、小論文、面接等により総合的に判定・選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に関わる事項について審議し、入学試験の実施に関する企画・運営を行い、また学部及び研究科の入学者選抜制度について調査研究し、必要な提案を行うために、教務・学生に関する事項を担当する副学長を委員長、学生部長を副委員長とする入学試験委員会を設置している。

入学試験問題の作成に当たっては、教科・科目ごとに出題委員を任命している。平成27年度における問題一部漏出のような実施体制における問題を解決するためにコンプライアンス意識の向上を図り、平成28年度の大学院入試の英語の問題におけるスペル間違いのような出題ミスをなくすため、例えば平成29年度入試においては、作成された問題を5段階でチェックするように体制を強化している。また、当該専攻（分野）の試験問題において、出題及び採点の担当者を複数としている。

入学試験の実施に関しては、学長を本部長とする試験場本部を設置し、入学試験が公正かつ適正に実施されるように体制を組んでいる。試験当日の試験監督及び警備等の関係者への留意点について、監督要領及び実施要領等を作成し、事前の説明会で周知徹底を図っている。

各選抜の合否判定に際しては、採点作業を経て作成される合否判定資料を基に、各学部教授会において合否の判定を行い、結果の通知後所定の手続きを経た者に対して学長が入学を許可している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

選抜方法の検証及び改善については、入試に関する諸データ（合格者数、入学者のセンター試験及び2次試験の成績等）を基に京都府立大学入学試験委員会が分析を行い、入学者選抜の改善に活用している。また、個別学力試験においては、外部から問題に関する評価等の意見があれば、その内容を次年度に反映している。

また、平成27年度には、この委員会が6回開催され、入試制度について検討するとともに、一般選抜及び推薦・編入制度による入学者の追跡調査等の実施に取り組んだ学科・専攻もある。例えば、食保健学科では、入学試験順位、学内科目成績、管理栄養士業者模試成績と、管理栄養士国家試験合格の間の関連を調査した結果、推薦入試に改善の必要性を見出し、試験項目を小論文ではなく、英語力や思考力・判断力を問う問題に変更している。（平成25年度入試から）また、環境デザイン学科では、工業高等専門学校（専門学校）の学生にも受験しやすいように平成28年度に従来の9月実施から6月実施に変更している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成24～28年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・ 文学部：1.07倍
- ・ 文学部（2年次編入）：0.67倍
- ・ 文学部（3年次編入）：0.73倍
- ・ 公共政策学部：1.05倍
- ・ 公共政策学部（3年次編入）：0.50倍
- ・ 生命環境学部：1.07倍
- ・ 生命環境学部（2年次編入）：0.20倍
- ・ 生命環境学部（3年次編入）：0.45倍

[博士前期課程]

- ・ 文学研究科：1.09倍
- ・ 公共政策学研究科：0.68倍
- ・ 生命環境科学研究科：1.10倍

[博士後期課程]

- ・ 文学研究科：0.69倍
- ・ 公共政策学研究科：0.80倍
- ・ 生命環境科学研究科：0.67倍

公共政策学研究科（博士前期課程）、文学研究科（博士後期課程）、生命環境科学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。これに対し、社会人大学院学生を対象とする長期履修制度を設けたほか、身元保証書提出の撤廃による留学生の入試機会の拡大、大学院学生も参加した研究科主催の説明会の実施を行うなど入学者確保のための方策を講じている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

各学部で学科ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を設定している。例えば、文学部日本・中国文学科では、

「日本文学・日本語学・中国文学の三つの分野にわたる幅広い知識を授けるとともに、日本の伝統文化の中心として発展してきた京都の文学・文化についての理解を深める教育を行います。学生は講義科目により最新の知識を得るとともに、演習科目により他学生との協働やコミュニケーション能力を向上させることができます。さらに、学生各人がそうした知識を総合し、各人が独自に設定した学問的課題に対し、自ら考え、解決してゆく力を培い、そうした思考・判断のプロセスや結果を的確な文章で表現する力を養成するために卒業論文を課します。

こうした教育目標を実現するために、日本語学・日本文学・和漢比較文学・中国文学・京都文学の五つの専門領域を柱にカリキュラム（教育課程）を組み立てますが、特定の領域に選択が偏らないよう履修が規定され、学生に対しては固定的な指導教員は設けず、教員全員が集団指導を行います。卒業論文の中間発表や口頭試問においても全教員が指導・評価します。」

と定めている。他の学科においても形式は多様であるが同様に定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行い、改定された教育課程の編成・実施方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各学科では、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づいて、教養教育科目と専門教育科目を設けて、両者を有機的に関係付ける教育課程を編成している。

教養教育科目は、各学科に共通のものであり、①基盤教育科目、②総合教育科目、③キャリア教育科目、④展開教育科目、⑤主題研究の5つに区分され、今日の時代・社会にふさわしい知性と教養を育むとともに、論理的思考やコミュニケーション能力、課題探求型教育や京都という地域性を重視している。

専門教育科目においても、各学科において学問研究の動向や成果、社会的要請、人材養成の必要性を踏まえて設定された学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針に従って体系的な教育課程を編成している。

それとともに、各専門分野に対応した免許状や受験資格・登録資格等が得られる諸課程を開設し、所定の科目を履修し単位を修得した者に専門の資格等が取得できるように工夫している。また、文学部、公共政策学部では主題別の特色ある履修プログラム等を設け、卒業時にはその修了認定を行っている。

文学部日本・中国文学科及び欧米言語文化学科では学士(文学)を、同歴史学科では学士(歴史学)を、公共政策学部公共政策学科では学士(公共政策学)を、同福祉社会学科では学士(福祉社会学)を、生命環境学部食保健学科では学士(食保健学)を、同環境デザイン学科では学士(環境デザイン学)を、同環境・情報科学科では学士(環境・情報科学)を、同農学生命科学科、森林科学科及び生命分子化学科では学士(農学)を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

履修した他学部等の開設授業科目を自由科目として卒業に必要な単位に認定するなどして、科目選択の幅の拡大を図っている。

他大学等の授業科目の履修を認め、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との単位互換制度や大学コンソーシアム京都の単位互換事業（科目提供と受講生受入）へ参加している。

さらに、平成26年度からは、単位互換制度とは別に、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との間で京都三大学教養教育共同化を開始している。これは①人間と文化、②人間と社会、③人間と自然の3つの科目群から構成されており、平成28年度はそれぞれ25科目、27科目、22科目の計74科目の授業を提供している。京都三大学教養教育共同化において、学習歴や志向の違いを越えた多面的な視点による学習や討論を行う「リベラルアーツ・ゼミナール」を設けている。

インターンシップについて、大学コンソーシアム京都の事業紹介のほか、京都市教育委員会等と協定締結による学校ボランティア活動等、事業所個々との連携等にも取り組んでいる。

専門教育科目には研究内容を反映した授業科目がある。特に、近年、国際的な関心が高く、重要視されている生物多様性に関して、京都府が編さんした「京都府レッドデータブック2015」には生命環境学部教員の研究成果が多数掲載されており、その内容は、生命環境学部の講義である「京都の自然と森林」、「森林植生学」、「環境共生論」等に活かされている。また、教養教育科目についても、専門分野の研究を活かして、概論等の科目を開講している。

専門教育科目では、文学部が京都に位置し、京都と関わりの深い文学や文化、歴史を研究対象とする学

京都府立大学

部であることから、国際的視野の中でそれらを学ぶことを目的に学部共通プログラムの一つとして平成27年度まで副専攻「京都文化学コース」を設け、平成28年度からは、国際的な視野の育成、京都の地域社会や教育・文化交流に貢献できる能力を育むことを目的として、「国際京都学プログラム」を文学部の必修としている。

公共政策学部公共政策学科では、平成24年度文部科学省大学間連携共同教育推進事業に選定された「地域資格制度による組織的な大学地域連携の構築と教育の現代化」（龍谷大学が代表校）を活用した特色ある教育プログラムを推進している。

そのほか、平成24年度文部科学省大学間連携共同教育推進事業に選定された「産学公連携によるグローバル人材の育成と地域資格制度の開発」（京都産業大学が代表校）では、確かな公共マインドと、冷静なビジネスマインドを備えた地域経済を支える人材を育成し、グローバルプロジェクトマネージャーの資格を取得するための教育プログラムを推進している。また平成27年度には、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に「北京都を中心とする国公私・高専連携による京都創成人材育成事業」（京都工芸繊維大学が代表校）が採択され、グローバルプロジェクトマネージャーの取得が可能な、地域創生の人材を育てるための新たな教育プログラム「グローバル人材資格プログラム」の開設に参加している。

さらに、京都和食文化研究センターが中心となり、既存科目「文学・歴史」、「栄養・食品」、「農学」、「法律・経済・政策」に加え、新しく「食文化」、「しつらえ」、「茶・華道」の科目も組み合わせた文理融合の学部横断型プログラム「和食の文化と科学」を平成27年度から開講している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各学部・学科の教育目的及び特徴に応じて、開設する授業科目は講義、演習、実験、実習等といった多様な授業形態を組み合わせ配置している。

また、少人数ゼミとして「新入生ゼミナール」の全学導入（42ゼミ開講、1ゼミ当たり9～12人で平均10.5人）やフィールドワークを核とした「環境共生フィールド演習Ⅰ、Ⅱ」、京都学等9つの主題別履修モデルに沿って主体的発展的に課題探究型学習を促す「主題研究」を設置している。京都学では、伝統文化、芸術、自然環境等、あらゆる側面から京都を学ぶ科目群を配置している。

さらに、平成26年度から開始した京都三大学教養教育共同化科目においては、多面的な視点による議論の習熟を目指した定員を30人までとした「リベラルアーツ・ゼミナール」や、「京都学」を設置している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、授業を行う期間は年間で35週を確保している。また、各授業科目は、集中講義等を除き、前期、後期とも講義・演習等について15週にわたる期間を単位として実施している。

学生生活実態調査や教養教育共同化科目に関する授業アンケートを実施し、授業外学習（予習・復習）の時間について調査を行っている。それらの結果を踏まえ、授業外学習（予習・復習）について、それぞ

れのシラバスに明示し、授業の予習復習を促している。例えば、文学部では演習・史料講読等の科目において、参考文献の紹介や関連史料の指示等を事前に行い、予習や事前学習を促している。日本・中国文学科では、試験により評価する一部の科目を除き、各授業とも前後期にレポート提出を義務付け、教育的効果を上げるためコメントを付して返却している。また、各演習では担当時に詳細なレジュメ作成を課すほか、報告後修正を加えてレポートとして提出させるなどの指導を行っている。生命環境学部の森林植生学では、授業時に配布する資料の末尾に5問程度の問題を示し、4、5回の講義に1回はこれらの問題についての小テストを行い、復習を促す仕組みを設けている。

導入期教育として新入生必修の「新入生ゼミナール」では、学習マニュアルを作成し、資料検索、レジュメ作成、討議、レポート執筆等を示して学習方法の向上を図っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

年度ごとに「開講表」(シラバス)を作成し、ウェブサイトに掲載して、学生の科目選択に資する情報を提供している。教養及び専門の各科目のシラバスには、科目名、単位数、担当者、履修条件、テキスト及び参考書、成績評価の方法・基準、授業概要(テーマ・目標)、授業計画、授業外学習(予習・復習)を掲載している。また、教員がウェブ上でシラバスの作成・登録が可能なシステム(名称:キャンパスWEBシステム)を構築、運用している。シラバスは、授業担当教員によって作成されたものを教務部委員会(委員)で確認している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

物理学、数学等の特定の科目については、年度当初授業開始前に履修者のうち未修者のおおよその割合を確認することとし、高校の教科書の関係箇所をコピーして配布し、簡単な説明を行った後、授業を始めるように努めている。授業時間内で理解が難しかった内容については、質問や相談時間(時間外等を含む。)を設定し、補足説明を行う旨を伝え、個別の相談を奨励している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められているか。

学科ごとに学位授与の方針を定めている。例えば、日本・中国文学科では、「日本と中国とにわたる豊かな文学的素養ならびに日本、ことに京都の伝統文化への理解と国際化への対応力を備え、当面する諸課

題に対して自ら問い、考え、解決する力を身に付け、さらに、そうした力を他者とのコミュニケーションを通じて鍛え、各自の思考・判断のプロセスや結果を的確な文章によって表現できる能力を有する人材を育成します。

こうした人材を育成するために、カリキュラム（教育課程）が編成されていますが、所定の単位を修め、卒業論文を提出し、論文試問に合格した学生は卒業が認定されます。論文試問においては、全教員が評価に当たり、上記の人材育成の目標に照らし、合議の上で厳正に学位授与が決定されます。」

と定めている。他の学科についても、形式は多様であるが同様に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成 28 年度に見直しを行い、改定された学位授与方針を平成 29 年度から実施することを決定していることを確認している。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、原則として試験をもって行い、さらに、学期末の定期試験のほか、学期中の小テスト、随時出される課題や出席の取扱い等を考慮し、点数化する方法が、授業科目ごとに定められている。100 点満点で評価を行い、その点数に基づき、80 点～100 点には「優」、70 点～79 点には「良」、60 点～69 点には「可」、0～59 点には「不可」の 4 段階の評定を対応させている。「不可」以外を合格とし単位を与えている。

これらの基準と手順は統一的な様式によって記載される開講表（シラバス）に明記され、年度始めの履修ガイダンスにおいて、学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が授業科目ごとに策定され、その成績評価基準は学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

一部の教員は、学生から提出された学期末レポートや実験レポートについてコメントを付して返却するなどして、受講生に対して成績評価の講評をしている。しかし、成績分布の事後的な確認をするなどの組織的な取組は行われていない。

同一科目におけるクラス間での成績評価の大きな差異がないよう、例えば教養教育科目として必修の「外国語」、「新入生ゼミナール」について、教養教育センターの小委員会等で議論し、成績基準の適切化を図っている。例えば「新入生ゼミナール」では、成績評価基準等を記したマニュアルを作成し、担当教員を集めた会議で配布している。また、京都三大学教養教育共同化科目では、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための基礎資料となる成績評価分布表についてもデータ整理を行い、それらをベースに外部委員も含めた「三大学教養教育運営協議会」において検討している。

学生は成績評価等に疑義ある場合、学務課教務担当にその旨を申し出ることができ、このことは学生便覧に明示して周知を図り、授業担当教員は、学務課教務担当から連絡を受けた後、保存している試験答案やレポート、採点結果等、成績判定根拠資料を調査・点検し、学生の申出に対応することとしている。学生に周知されていることは確認できないが、平成 26 年度、平成 27 年度ともに成績訂正がこの手続きによって行われている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置は一定程度講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定については、一定期間以上在籍し、卒業に必要な単位を修得した場合に卒業資格が認定されることを学則に定めている。

学生ごとに、修得単位数が各学部教授会に報告され、審議を経て、その後、卒業資格が認定された者に対して、学長が学士の学位を授与する。

これらは学生便覧に明示し、年度始めの履修ガイダンスにおいて、学生に周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

各研究科において、専攻ごとに教育課程編成・実施の方針を策定している。例えば、国文学中国文学専攻では、

「国文学中国文学専攻では、日本語学・日本文学・中国文学の三分野にわたって、ほぼすべての時代における研究対象について高度に専門的な研究が深められるようにカリキュラムが編成され、和漢比較文学など複合的な分野にも配慮がなされています。

学生は特殊研究や講義科目により高度で専門的な最新の知識を得るとともに、演習科目により他学生との協働や高度のコミュニケーション能力を向上させることができます。さらに、特別総合研究(博士後期課程)では、全教員出席の下で口頭発表形式の授業が行われ、研究者として必要な学問的課題を自ら解決していく力や表現力を鍛えます。こうして培われた思考・判断のプロセスや結果を説得力ある的確な文章で表現する力を養成し、研究成果を社会に公開・還元するために修士(博士)論文を課します。

学生に対しては指導教員を設けますが、教員全員が集団指導を行い、修士論文の中間発表や最終試問においても全教員が指導・評価します(博士後期課程は「特別総合研究」において集団指導が行われます)。」

と定めている。その他の専攻においては、前期課程、後期課程ごとに定めることを含めて、専攻ごとに多様な形式で定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成 28 年度に見直しを行い、改定された教育課程の編成・実施方針を平成 29 年度から実施することを決定していることを確認している。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

専攻ごとに、教育課程の編成・実施方針に基づく内容、方法による教育課程を編成している。例えば、文学研究科史学専攻では、日本史・日本文化史、東洋史・東洋文化史、西洋史・西洋文化史、文化遺産学の4分野から構成され、国際的な視野をもつ研究者・教員・学芸員等の人材養成を目指した教育課程を編成している。

他分野の学生の研究に触れ、意見交換する機会を設けるため、全史学専攻大学院学生・教員が参加する

「史学総合演習」という研究発表形式の授業が行われている。修了に必要な修得単位数(30単位)のほかに、修士論文の作成を修了要件とし、各学生はそれぞれ指導教員の個別的指導の下に研究調査を進めている。

博士後期課程では、各専門分野に「特殊研究演習」を設け、また全史学専攻大学院学生・教員が参加する研究発表形式の授業「史学総合研究演習」を設けており、史料講読と研究発表、論文作成指導を主体とした教育課程となっている。また各年度末には、年次報告書を作成・提出させている。修了要件は、3年以上在学し8単位以上を修得し、かつ指導教員の指導の下で個別の研究を進展させた上で、博士論文の審査及び試験に合格することとしている。

文学研究科では、国文学中国文学専攻及び英語英米文学専攻において修士(文学)及び博士(文学)を、同史学専攻において修士(歴史学)及び博士(歴史学)を、公共政策学研究科では、公共政策学専攻において修士(公共政策学)及び博士(公共政策学)を、同福祉社会学専攻において修士(福祉社会学)及び博士(福祉社会学)を、生命環境科学研究科では、すべての専攻において修士(農学)又は修士(学術)及び博士(農学)又は博士(学術)を授与している。

これらのことから、専攻ごとの教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院学生の多様なニーズに応えるべく授業科目の選択幅の拡充、長期履修制度の効果的な運用に努めている。各研究科では、他専攻や他大学大学院の授業科目を履修することができ、さらに、修了に必要な単位とする場合もある。

教員は研究成果や最新の国内外の学会の動向を教育内容として取り入れたり、さらに、社会からの要請に配慮した授業科目を設置したりしている。そのような科目としては、例えば、文学研究科「アメリカ文学講義」、公共政策学研究科「地方財政論特講 I」、生命環境科学研究科「植生環境学特論」、「植物分子生理学特論」がある。

さらに、各研究科においては、府民や行政、産業界からの要請に配慮した授業を実施している。例えば、文学研究科では京都府立総合資料館所蔵資料の読解を進める演習、公共政策学研究科では京都府内の自治体の要請を受けて、それぞれの政策評価制度に対して改善提案をする「政策評価論特講」、生命環境科学研究科では「バイオビジネス論」、「植物バイオテクノロジー特論」、「応用環境情報学演習」が提供されている。

さらに、公共政策学研究科公共政策学専攻では、平成24年度文部科学省大学間連携共同教育推進事業に選定された「地域資格制度による組織的な大学地域連携の構築と教育の現代化」(龍谷大学が代表校)を活用した特色ある教育プログラムを推進している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

すべての研究科において少人数教育が行われている。また、各研究科・専攻において講義、演習、実験、実習等の多様な授業形態が提供されている。

例えば、文学研究科史学専攻博士前期課程では、各分野とも授業は講義、演習、特殊研究から構成され、講義と演習形式を併存させて各分野に必要な専門知識の提供と史料読解力の養成が行われる。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、授業時間は年間 35 週を確保している。各授業科目は、集中講義等を除き、講義、演習のいずれについても 15 週にわたる期間を単位として実施している。

また、いずれの研究科においても、特講・特論・演習・特別演習等において文献講読や文献抄録作成、レジュメやレポートの作成・提出、プレゼンテーションや討論を重視して取り組んでおり、また修士論文・博士論文の進捗状況等の報告等、授業時間以外に多くの準備を必要とする課題を課している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされているとする。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

年度ごとに開講表（シラバス）を作成し、ウェブサイトに掲載している。各科目のシラバスには、科目名、単位数、担当者、履修条件、テキスト及び参考書、成績評価の方法・基準、授業概要（テーマ・目標）、授業計画、授業外学習（予習・復習）を掲載している。また、教員がウェブ上でシラバスの作成・登録が可能なシステムを構築、運用している。シラバスの作成に当たっては、教員に対して評価基準の明示等の注意事項を具体的に指示するなどの工夫を行っている。また、シラバスは授業担当教員によって作成されたものを教務部委員会（委員）で確認している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

指導教員は、副指導教員を含めた複数によるものとすることやその決定方法、学位論文の作成から提出に至るまでの手順等を定めた内規等を研究科ごとに設けている。例えば、公共政策学研究科では、受験時提出の研究計画書に基づき研究科会議にて仮指導教員をあらかじめ決定し、正式な研究計画書の作成や受講届の作成等の個別指導に当たり、その後提出された研究計画書に基づき主任指導教員と副指導教員を決定している。生命環境科学研究科では、各科目群において、大学院学生は、入学後直ちに主指導教員の指導の下で研究レビューを経て研究テーマを決定し、副指導教員 1 人が選定された後、主指導教員と副指導

教員の継続的な指導を受けて研究を進めている。

さらに、各研究科では内規等に従って、博士前期課程においては修士論文作成に向けた中間発表会（研究科により実施時期は異なる）を必ず開催することとして、研究科・専攻によってはさらに構想発表会（公共政策学研究科では中間発表会の4か月ほど前の6月半ばに、文学研究科史学専攻では前期期間中に開催。）を実施している。そして、修士論文提出後に、口頭試問や論文発表会等の開催・実施をとおして論文審査を行うという手順をとっている。博士後期課程では、学位（課程博士）の申請資格として博士予備論文（査読つき学術誌等の発表論文2本以上等）の提出を求めており、指導教員らは大学院学生に対して学会報告、査読論文の作成・投稿等を系統的に指導している。

これらの内容や具体的な日程、論文執筆要領等については、年度当初の各研究科・専攻の履修ガイダンスにおいて丁寧に説明して周知を図るとともに、さらに研究計画書や受講届の作成に関わる個別指導等も実施している。

また、文学研究科、公共政策学研究科では専攻ごとに学会、研究会を組織し研究大会を開催したり、学術雑誌を刊行することによって大学院学生の研究活動を活発化させており、生命環境科学研究科においては、京都府内の研究機関との研究交流組織への参加を促すことによって関連分野の最新成果に容易に触れる機会を設けている。

なお、平成28年3月には研究倫理教育研修を実施しており、教員・院生・学生等653人が参加している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

各研究科で専攻ごとに学位授与の方針を明確に定めている。例えば、文学研究科国文学中国文学専攻では、

「国文学中国文学専攻では、日本語学・日本文学・中国文学の三分野にわたる高度で専門的な知識と自国文化への深い理解に基づく国際化への対応力を備え、既成の価値観にとらわれない独自の問題意識を育み、解決していく力を身に付けるとともに、そうした課題を他者とのコミュニケーションを通じて高度に鍛え、社会における自己の役割を自覚し、各自の思考・判断のプロセスや結果を説得力ある的確な文章で表現して、社会にその成果を積極的に発信できる「高度な専門知識を備えた職業人」ならびに「研究者」を育成します。

こうした人材を育成するために、カリキュラムが編成されていますが、所定の単位を修め、修士論文を提出し、最終試験に合格した学生は修了が認定されます。最終試問においては、全教員が評価に当たり、上記の人材育成の目標に照らし、合議の上で厳正に学位授与が決定されます（博士後期課程では、所定の単位を修めた後、主査・副査教員による博士論文審査、全教員による合議の上で厳正に学位授与が決定されます。）

と定めている。その他の専攻でも、専攻ごとに多様な形式で定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行い、改定された学位授与方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院の単位修得認定については、大学院学則に「試験の成績は、優、良、可及び不可の評語で表わし、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。」と規定している。成績評価基準については、成績評価の方法について学期末の定期試験、随時出される課題や出席の取扱いについて、シラバスで科目ごとに示している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学生は成績評価等に疑義がある場合、学務課教務担当にその旨を申し出ることができ、このことは大学院学生便覧に明示して周知を図り、授業担当教員は、学務課教務担当から連絡を受けた後、保存する試験答案やレポート、採点結果等、成績判定根拠資料を調査・点検し、学生の申出に対応することとしている。学生への周知は不十分だが、成績訂正の実績から判断して、成績に疑義がある場合に対応する制度は機能している。

客観性、厳格性の一層の向上に向けて、大学院学生の研究活動に対する点数化の試みに関して、FD研究集会において議論を行っている。

これらのことから、成績に疑義のある場合の制度の周知について不十分な点はあるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位論文に係る審査の手順を各研究科で定めている。そのなかで、公共政策学研究科の場合には、修士論文について、

「一般に、少なくとも次の2点を備えていることが必要である。

- 1 論文としての研究上の位置づけが明確にされていること。すなわち具体的には、先行研究の批判・評価の作業がなされていること、および最近の研究動向に関して十分な知見を持っていること、等。
- 2 必要な研究上の手続きを踏まえていること。すなわち、文献研究の場合は原典に自分自身であたっていること、実験・調査研究・フィールドリサーチなどの場合にはそれぞれに必要な手順を正確に踏んでいること、等。」

と定め、履修ガイダンス時に周知を図るとともに、学位授与に至る流れや学位論文の提出と審査等の手続きについても、履修ガイダンスにおいて大学院学生に周知している。公共政策学研究科前期課程以外の研究科、課程において、書面調査時には学位論文の評価基準が明文化されていなかったが、平成29年1月までに各研究科教授会において制定され、公表されている。

審査体制は研究科ごとに内規等を定め、それによって実施している。

これらの基準及び審査体制に従い、所定の期間で所定の単位を取得し、かつ論文の審査に合格した者に

京都府立大学

対して修了認定を各研究科会議の議を経て研究科長が行い、それに基づき学長が学位を授与している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との間で京都三大学教養教育共同機構を構築し、「リベラルアーツゼミナール」を設けるなどして、大学や進路志望の違いを越えた多面的な視点による学習及び討論を行う場を実現している。
- 学部共通プログラムの一つとして副専攻「京都文化学コース」を平成27年度まで設け、平成28年度から文学部の必修科目として「国際京都学プログラム」を設けるなどして、京都に位置し、京都と関わりの深い文学や文化、歴史を研究対象とする学部において、国際的視野の育成、京都の地域社会や文化交流に貢献できる能力を育む環境を実現している。
- 文理融合の学部横断型プログラム「和食の文化と科学」を平成27年度から開講している。
- 平成27年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択された「北京都を中心とする国公立・高専連携による京都創成人材育成事業」に参加するなど、地域と連携する教育プログラムの構築に取り組んでいる。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成23～27年度における学士課程の標準修業年限内卒業率は、文学部78～86%、公共政策学部81～94%、生命環境学部88～92%であり、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は、文学部79～96%、公共政策学部90～99%、生命環境学部90～95%である。博士前期課程については、標準修業年限内修了率は、文学研究科58～80%、公共政策学研究科50～100%、生命環境科学研究科83～91%であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、文学研究科77～95%、公共政策学研究科64～100%、生命環境科学研究科83～93%である。博士後期課程については、標準修業年限内修了率は、文学研究科0～14%、公共政策学研究科0～33%、生命環境科学研究科20～56%であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、文学研究科14～20%、公共政策学研究科0～33%、生命環境科学研究科20～67%である。

平成27年度の単位修得率は、教養教育が83%、専門教育は文学部85%、公共政策学部75%、生命環境学部82%である。

平成23～27年度の資格取得状況は、教育職員免許50～66人、学芸員18～35人、社会福祉士14～27人、精神保健福祉士3～9人（ただし、平成25年度は0人）、地域公共政策士18～29人、食品衛生管理者24～28人である。管理栄養士国家試験合格率は、平成24年度100%、25年度92.6%、平成26年度87.5%、平成27年度92%である。また、平成25年度～27年度の社会福祉士の合格率は、60.7%～93.1%、精神保健福祉士の合格率は、0%～100%（ただし、平成27年度は受験者0人）である。

博士前期課程の学生1人が卒業論文を土台とした論文で学会賞を受賞（平成27年「第14回人文地理学会 学会賞」）、また博士後期課程の学生1人が論文発表により2つの賞（平成25年「智山勸学会学会奨励賞」、「護法会賞」）を受賞している。公共政策学部では、政策提言大会で平成26年と27年に「京都市長賞」、「優秀賞」をダブル受賞するなどの成果を上げている。また、公共政策学研究科では、平成24年に博士前期課程の大学院学生が「京都府知事賞」を受賞している。生命環境科学研究科では、平成27年「第87回日本生化学会大会若手優秀発表賞」、平成26年「日本生物高分子学会大会優秀発表賞」、「日本森林技術協会理事長賞」、平成25年「日本薬学会優秀発表賞」、「日本建築学会優秀修士論文賞」、「空気調和・衛生工学会優秀講演奨励賞」等を受賞している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

「京都府立大学の教育課程等に関する卒業時アンケート集計結果（平成20年度～平成27年度卒業生）」や「大学院学生卒業時アンケート集計結果（平成25年度～平成27年度卒業生）」によれば、文学部・文学研

究科では、外国語教育以外の教養教育、外国語教育、卒業研究以外の専門教育、卒業研究のいずれにおいても、「とても満足だった」、「ある程度満足だった」を合計すると、80%以上の数値が出ており、特に専門教育（卒業研究を含む）は90%以上を示している。なお、総合的な満足度について、文学部では82人中81人（99%）、文学研究科では15人中全員（100%）が、「とても満足だった」、「ある程度満足だった」と回答している。

公共政策学部では、卒業研究、卒業研究以外の専門教育ともに、「とても満足だった」、「ある程度満足だった」と回答した学生の合計が90%を超えており、外国語教育以外の教養教育では同じく80%以上（平成26年は94%）、外国語教育では同じく70%以上（平成26年は85%）と高い評価を得ている。また、在学中に身に付いた能力については、「基礎的知識」が「とても身についた」、「ある程度身についた」を合わせて90%以上、「論理的思考力・発表力」、「地域に対する理解力」、「仕事と生活の調和のとれた生き方を実現できる能力」が80%以上、「外国語運用能力・異文化への理解」が50%以上、「情報処理能力・活用能力」が70%以上である。なお、総合的な満足度について、公共政策学部では80人中77人（96%）、公共政策学研究科では8人中全員（100%）が、「とても満足だった」、「ある程度満足だった」と回答している。

生命環境学部・生命環境科学研究科では、卒業論文を含め専門教育についての満足度は95%である。学習成果についても、ほぼ90%の学生が、事象に対する客観的な観察と論理的思考、さらにその結果をまとめて発表できる能力が身に付いたとしている。しかし、「外国語運用能力・異文化への理解」においては、外国語教育への不満と同じく「身につかなかった」とする学生の割合が約40%と多い。なお、総合的な満足度について、生命環境学部では182人中175人（96%）、生命環境科学研究科では67人中53人（79%）が、「とても満足だった」、「ある程度満足だった」と回答している。

教育に関する総合的な満足度は、「とても満足だった」と「ある程度満足だった」を合計すれば、学士課程全体で96.8%、大学院課程では84.4%である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成23～27年度における就職希望者の就職率は、文学部73～96%、公共政策学部89～96%、生命環境学部88～97%である。進学者の割合は、文学部14～28%、公共政策学部5～8%、生命環境学部38～50%である。

平成27年度については、文学部卒就職者の79.5%が民間企業に、14.1%が官公庁に、6.4%が教員に就職している。公共政策学部卒就職者の61.2%が民間企業に、37.6%が官公庁に、1.2%が教員に就職している。生命環境学部卒就職者の76.3%が民間企業に、37.6%が官公庁に、1.9%が教員に就職している。

博士前期課程における就職希望者の就職率は、文学研究科73～96%、公共政策学研究科25～100%、生命環境科学研究科90～99%である。博士前期課程修了生のうち博士後期課程への進学者の占める割合は、文学研究科5～33%、公共政策学研究科0～67%、生命環境科学研究科4～10%である。平成27年度については、文学研究科、生命環境研究科の前期課程の修了者は大半が民間企業に就職しており、一部が教員に就職している。公共政策学研究科前期課程では、民間企業と官公庁への就職者が同数である。生命環境科学研究科後期課程の修了者の2人が民間企業に、4人が教員に就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業（修了）生に対して平成27年にアンケートを行っている。25の企業等で働く卒業生等を対象とし、

202人に調査票を送付して78人から回答を得ている。(回収率39%) 在学中に身に付いた(「とても身についた」と「ある程度身についた」)能力については、「国際的な視野」は22%であるが、「論理的に考える力」は91%、「社会一般に関する知識や関心」が88%、「情報を収集し処理する力」が86%となっている。

卒業後、意義があったと考えた事柄としては、教養の「外国語教育」が40%とやや低いが、「教職員との交流」が92%、「卒業研究以外の専門教育」と答えた者が88%と高率である。

卒業(修了)生に対する調査と同時に、企業等に対するアンケートも実施し、25の事業所に送付して10社より回答を得ている。(回収率40%) 卒業(修了)生の身に付いている能力としては、19項目のうち16項目において、7～8割の事業所が「よく身につけている」、「ある程度身につけている」と評価している。

「指導力」と「交渉力」が十分身に付いていないと評価されているが、特に、「情報を収集し処理する力」、「コンピュータを扱うスキル」、「問題を発見し解決する力」、「コミュニケーション能力」、「社会的マナー」、「人の話を聞く姿勢」、「協調性」、「文章を書く力」、「自発性」等について評価が高い。これらは企業等が求める「学生時代に身につけてほしい能力」の項目とも対応している。

さらに、アンケートの回答を得られた企業等10社のうち4社(①農業関係、②住宅関係、③金融関係、④地方公共団体)に対して訪問インタビュー調査を行って検証している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

下鴨キャンパスの校地面積は104,576㎡、校舎面積は53,605㎡であり、大学設置基準を満たしている。さらに、下鴨農場・精華キャンパス・その他6か所の演習林は計3,405,319㎡である。また、講義室・研究室、図書館、グラウンド等の教育研究に必要な施設が整備されている。

なお、下鴨学舎等については、平成26年度に建設した教養教育共同化施設を除き、昭和36年度～平成13年度に建設され、ほとんどの施設が老朽化し、施設の耐震化対策が重要課題であり、併せて配管等も含めた設備面の老朽化対策も急務な課題となっている。これについては、平成23年度に施設整備に向けた学内検討組織「府立大学基本構想委員会」を設置し、平成25年度に中間まとめを行い、同年、大学施設整備委員会での検討に加え、京都府においても外部有識者が参画した検討委員会により大学基本構想を踏まえた検討が重ねられ、京都府アクションプランが策定されている。

平成27年度は、キャンパス整備のために外部委員の参画を得て府立大学基本構想委員会・専門家会議を開催し、大学教育・研究、地域貢献の展開方向や大学を取り巻く状況の変化への対応や、建物の老朽化対策とともに下鴨・精華の両キャンパスの特色、教育・研究機能の整理分担、戦略的で魅力あるキャンパスを形成するための整備基本構想を策定するために検討を進め、併せて体育館の耐震診断等既存施設の現況調査も実施している。

平成27年度末における校舎の耐震化率は43.0%、28年度に竣工する建物を加えても51.7%にとどまり、教育研究における利用に危惧をもつ状況にある。

バリアフリー化については、入学した学生の障害の程度に応じ、必要な対策を講じることとしている。これまでに、エレベーター、階段昇降機、点字ブロックを大学構内の必要な位置に設置している。

安全・防犯面では、電気錠設置施設の対象を広げ、図書館及び教養教育共同化施設の内部に防犯カメラを設置している。さらに、保安員による構内巡視や平成27年度から駐輪対応警備員を構内に配置している。

大規模災害の発生に備え、学生や教職員等の帰宅困難者に対する飲料水を確保するため、平成27年7月から事業者と協定を締結し、災害発生時に事業者が倉庫等にあらかじめ備蓄している飲料水の提供を受け、学生等に提供することとしている。

平成27年度の教室の稼働率は、全学で63%を超え、特に本館・合同講義棟は75%を超えている。また、平成26年に教養教育共同化施設が竣工し講義室が10室増加したが、平成27年度の稼働率は約67%である。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化が課題となっているものの、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断

する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

教職員・学生の約2,400人が、メール・ウェブ、データベース等を常時利用し、パソコンやサーバ等約1,600台の情報機器が学内LANに接続されている。また、遠隔地にある精華キャンパスに勤務している教員が参加するテレビ会議を実現している。

大学の事務は、法人財務システムや人事システムを含め京都府の行政事務支援システムネットワークを利用している。

情報処理室（学生共用端末60台）は、授業に使用されていない時間及び平日21時まで学生に開放しているが学生が利用できる端末は十分に整備されているとはいえず、また、無線LANが円滑に利用できない箇所が数多く残っている。また、利用時間や機器の使用法・注意事項等の利用に係る諸事項は、学内ウェブサイトやしおり等で、また情報ネットワークの利用に係るセキュリティ管理をはじめとした諸事項は、学内ウェブサイトに掲載するとともに、情報教育の授業や「全学情報システム講習会」等で全学に周知を図っている。機器の更新、システム整備を随時見直すとともに、学内統一認証基盤の整備、無線LANの利用可能域の十分な拡大、利用時間の拡大等によって利便性を向上させるとともに、シンクライアントシステムの導入、セキュリティソフトの全学ライセンスの導入によって安全性の強化を図っているが、情報システムを全体的に管理する組織としての体制の整備が不十分である。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が十分に整備されているとはいえないものの、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、閲覧席164席、1年間の図書の受入冊数は、約7,000冊（平成27年度の受入図書数は64,000冊）であり、平成28年4月1日現在の蔵書冊数は439,983冊、雑誌は10,290種である。図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料は、図書館所蔵の図書、学部資料室又は研究室における学部学科保管図書として分類保管しており、図書システムの検索により所蔵・保管場所を特定させ、図書貸出を実践している。しかし、所蔵資料のうち教育研究上必要な最新資料は必ずしも十分ではなく、特に電子のオンライン資料の整備は不十分である。

過去5年間の貸出数は平均22,647冊であり、目立った増減はない。

開館時間は、9時から21時までである。

図書館には、閲覧室のほか、自習室、共同研究室、視聴覚室及び談話室を設けているが、平成28年度においては、建物の老朽化・狭隘化が著しい。しかし、キャンパス隣接地に京都府が建設した京都府立京都学・歴史館に図書館が移転し、ワンフロアで一体的に運用されることに伴い、京都府条例によって開館時間は、平日9時から21時まで、土曜日曜9時から17時までとなることが決定している。

これらのことから、最新の資料の整備が不十分であるものの、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境としては、図書館（164席）、情報処理室、視聴覚室、自習室がある。図書館では、図書

の貸出・和洋雑誌の閲覧のほか、閲覧室（99席）、自習室（52席）、共同研究室（10～15席×2室）、視聴覚室（50席）及び談話室（13席）を設け、講義が行われている日は21時まで利用可能であり、講義終了後も自学自習を行える体制が取られている。

また、教養教育共同化施設には18時まで利用できる自習室（60人、30人の2室）を設けている。これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

年度当初には、すべての学部、学科・専攻において学年ごとに履修指導、説明等のガイダンスが行われている。

ガイダンスの際には、学生の理解度や満足度・ニーズを把握し、改善に資するためアンケートを実施している。平成27年度における満足度の平均は、学部別ガイダンスが3.29、学科別ガイダンスが3.72である。（4点満点）

新入生に対しては、入学式直後の一斉のガイダンスに加え、合宿等による新入生研修を学科単位で実施している。研究室配属に先立ち、在校生には研究室紹介等を学科単位で別途行っている。教員職員免許、学芸員の資格取得のための履修ガイダンスも授業開始前に行っている。

そのほか、「和食の文化と科学プログラム」等の各種教育プログラムや「環境共生フィールド演習」等の特色のある科目においても適宜ガイダンスを実施している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学生のニーズを把握するために、全学の学生を対象に学生生活実態調査を2年ごとに実施し、直近では平成27年度に行い、学生の意見や要望を把握し、全教員に報告書を配布し活用している。アンケートは、教養教育センターの活動の一つとして、新入生ゼミナールや情報処理演習等でも実施されている。さらに、学生による授業評価を実施し、その解析結果をシラバスの改定・改善の取組に活かしている。また、卒業時にアンケートを行い、その結果を学生相談支援体制の整備に活かしている。

学士課程の学習相談支援として、クラス（学年）担任制により履修指導も含めて助言ができる体制を整えている。特にメールによる相談は24時間常時受け付けている。また、オフィスアワーを教員ごとに設定し、掲示している。

平成25～27年度、全学で35～37人である留学生に対しては、留学生ガイドブック及び「取り組み状況」がまとめられている。学習支援として、外国人留学生チューター制度が平成21年度から実施されている。

研究生については、指導教員及び研究室の対応が中心となっている。

社会人入学生、編入学生に対しては、全学新入生ガイダンスに出席させるとともに、担任教員が履修指導を行っている。

障害のある学生への対応は、障害学生学習支援室の設置、ノートテイクの配置、FM補聴器の貸与、授業資料の点訳等による事前提示、点訳教材の保管スペースの提供等を行っている。

また、障害者差別解消法第5条の要求する合理的な配慮に対して、必要に応じて対応できる体制となっている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成27年度の課外活動承認団体（クラブ・サークル）は、73団体（文化会：39、体育会：21、同好会：13）、部員総数1,620人であり、これは全学生の76.3%（学部学生については86.3%）に当たり、いずれも、顧問教員からの指導を受けながら活動を行っている。

また、体育会、文化会及び流木祭・新歓夜祭実行委員会により中央連絡協議会を組織し、3団体の代表が団体活動に関わる事項について、毎月、学生部と活動に係る協議や情報を共有するための場をもっている。

大学としては、活動中の安全を確保するため、毎年、救命救急講習会でAEDの使用方法を体験させたり、クラブ・リーダー研修会では『救護マニュアル』を配布するなど、課外活動の支援に努めている。

体育会は、毎年開催の関西六公立大学総合競技大会や京滋公立大学総合競技大会にも参加し、優秀な成績を収めた学生には、学長や大学法人理事長から表彰を行っている。

平成27年12月に大学構内のクラブボックスで学生の飲酒死亡の事故が発生したことに対して、大学では関係クラブを廃部措置とするとともに、学長緊急メッセージ、学長・学生部長連名通知により学生指導を強化し、さらに、クラブリーダー等を対象に、アルコールの危険性等の研修を3回実施するなど注意喚起・啓発に力を注いでいる。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズを把握するため、2年ごとに学生生活実態調査を実施している。クラス担任と学生との意見交換が行われており、さらに、学生部長と職員が学生団体の代表で構成される中央連絡協議会との月例会議において、学生からの意見・要望を確認している。

学生相談室においては、専任の職員によるなんでも相談窓口や臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師による心の健康相談を実施しており、リーフレットの配布や学内掲示、ウェブサイトへの掲載により、開室日時や連絡先について、学生に周知を図っている。

医務室（嘱託2人）では、校医や看護師による健康相談を実施している。

キャリアサポートセンター（特任教員2人、嘱託1人）を設置し、キャリアカウンセラーの資格を持ったセンター教職員が進路選択へのアドバイスを行っている。就職活動の支援として、進路に関する相談や就職講座、企業研究セミナー、各種セミナーの開催等の取組を実施し、開催時には掲示やウェブサイトにおいて積極的に情報提供するほか、就職活動の手引の作成や就職関連書籍の貸し出し、学生用パソコンの設置等、学生の利便を図っている。また、学科ごとに就職担当教員を配置し、キャリアサポートセンターと連携した学生の就職状況の情報収集や学生への支援情報の周知を図っている。また、教職希望の学生に対しては教職相談・支援室（教職センター）においても対応している。

キャンパスハラスメント（セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等）の予防・対応とし

て、ハラスメント防止委員会(文学部及び公共政策学部選出教員各2人(男女各1人)、生命環境科学研究科選出教員4人(男女各2人)、管理課長、学務課長及び附属図書館事務長の職にある者、管理課長及び学務課長が指名する職員各1人)のパンフレットを作成し学内掲示及び学生への配布を行いウェブサイトでも案内している。

留学生に対しては、留学生ガイドブックを作成し、入学後の生活上の具体的な支援を紹介し、日本の生活に不慣れな学生を身近で支援するチューター制度を整備し、孤立しがちな留学生と大学との結び付きを深めている。また、広く日本人学生と留学生との交流を図る企画として、餅つき大会、日帰りツアー等を実施している。

障害のある学生への対応については、学内移動のためのエレベーターや階段昇降機器を設置するなど施設のバリアフリー化を行っている。また、障害学生支援室を設置し、毎年全員に対して学生生活を送る上での不都合な点等についてヒアリングを行い、必要に応じてFM補聴器の貸与等の専任の臨時職員による授業受講時の配慮等の支援を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済支援が速やかに行えるよう、4月早々に奨学金・授業料減免の各説明会を実施し、掲示やウェブサイトで案内するとともに、新入学生に対しては入学手続きやガイダンスで周知を図っている。

授業料の減免については、日本人学生・留学生の対象者に実施し、全学生の5.8%が免除対象となっている。

学生への奨学金として、日本学生支援機構や各種団体による奨学金の貸与・給付が行われている。加えて、学生生活資金貸付規程により、利息の生じない貸付けを行っている。全学生の35.1%(平成27年度)が奨学生として採用されている。特に奨学生の多数が貸与を受けている日本学生支援機構奨学金は、要件を満たせば申請者のほぼ全員が奨学生として採用されている。

また、平成27年度から独自の新たな育英基金制度として加藤章夫育英基金制度を創設し、親(両親又は父母のいずれか)を亡くした若しくは災害を被った学生への奨学金給付を行っている。

留学生に対する経済的援助としては、奨学金の斡旋・紹介等を行い、私費留学生については、入学料、授業料の減免措置が講じられている。住居については、大学に隣接している旧京都府の公舎を活用した国際交流施設1棟があり、そのほかにも「きょうと留学生ハウス」内の貸室(4室)の確保、民間下宿、府営住宅等の紹介をしている。

災害被災者については、特別に授業料減免の措置制度を、大規模災害等に係る被災者の入学志願者に対する入学料の減免措置の制度を設けている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教育研究のための施設の耐震化が十分になされていない。
- 学生が利用できる端末が十分に整備されているとはいえず、また無線LANが円滑に利用できない箇所が数多く残っている。

- 図書館において教育研究上必要な最新資料は必ずしも十分ではなく、特に電子的オンライン資料の整備は不十分である。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の質の改善・向上を図るための体制としては、教務部委員会内の企画委員会が、教育課程、教育プログラム等の企画・立案、運営に関する全学事項を協議し、教育の質の改善・向上を図るために必要な提案を行っている。教務部委員会内には、教育機能・教育方法の開発・高度化に関する事項を協議し、処理するための教務部委員会FD部会が設置されている。教養教育センターが教養教育の企画・運営を行っている。教養教育センターにおいては、6つの分野別小委員会（総合教育、新入生ゼミ、外国語教育、情報教育、健康教育、展開教育・主題別履修）を設置し、小委員会ごとに、教育の実施・運営、教育課程の開発、FD活動、自己点検・評価活動等を行っており、平成26年度報告書において、通年科目の Semester 化、留学による休学など学生の履修状況の多様化に対する教育課程上の対応等が報告されている。

教育の内部的な質保証を強化するため、教育における評価と改善を連続的に進めることを目的として、FD部会と各学部の自己評価委員等によって構成される教育評価・開発推進室を平成27年度に設置している。FD部会は、教育機能・教育方法の開発・高度化に関する事項を協議し、処理するために構成される組織であり、各学部の自己評価委員は、各学部における質保証の取組と全学的な取組との連携を図っている。教育評価・開発推進室の分析に基づき、教務部委員会内の企画委員会が、教育課程、教育プログラム等の企画・立案、運営に関する全学事項を協議し、教育の質の改善・向上を図るために必要な提案を行っている。

教務データは商用システムを利用した教務システムによって一元管理されており、学部及び大学院の全学生の氏名・入学年等の基礎データ、履修登録状況、成績が記録・蓄積されるとともに、分析・評価に供されている。今後については、教育評価・開発推進室が、教務データの蓄積・分析による教育活動の改善、教育IR（Institutional Research）活動の具体化に向けた取組が必要であることが認識されている。

共同化された教養教育の質保証については、京都三大学教養教育研究・推進機構のリベラルアーツセンターが責任をもつこととすることを決定している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取としての授業アンケートが全科目にわたって継続的に実施されている。

授業評価アンケートを、全教員の主要科目の授業について実施している。アンケート結果は、FD部会

の責任で報告書にまとめ、学生の授業評価を踏まえての授業改善の具体策を、学部・学科・専攻ごとに整理して公表している。また授業改善の具体策が次年度以降にどのように実施されたかを調査している。これらの調査結果は、教員の視聴覚機器操作への習熟や質問用紙の活用、授業内容の精選、講義終了時間の厳守等につながっている。

授業評価アンケート以外では、全学生を対象とする学生生活実態調査を隔年で行っている。教員の授業方法や内容について、教育課程についての項目を設定しており、そこで記述された学生の個々の意見を踏まえて、教員の教育活動の改善にも役立てている。

教養教育センター主催の学生フォーラムを毎年開催し、全学部・学科の各学年の代表と教養教育担当教員が特定のテーマに関して意見を交換するとともに、教養教育の改善に関する具体的かつ建設的な方策の導出を行い、翌年の教育にフィードバックしている。学生の意見の直接の聴取は、全学FD研究集会への学生参加の場でも行われている。

授業担当者からの意見聴取は、授業担当者が参加する各種会議、委員会等において行っている。それぞれの段階で確認された課題等は、部局長会議、教育研究評議会といった全学会議で共有を図っている。

三大学共同化科目に関しては、共同化の運営組織が担当教員にアンケートを行うとともに、年2回程度の担当者会議を実施して、課題の洗い出しや問題意識の共有を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育研究評議会の外部委員（2人）、教養教育共同化の取組（京都三大学教養教育研究・推進機構）で設置している「運営協議会」、後援会（父母・保護者組織）から意見・要望を聴取している。

府内高等学校進路指導担当者懇談会での意見・要望聴取を継続して行い、推薦入試合格者の入学手続日の変更、推薦入試出願資格における科目の読替えに係る事前協議の改善につながっている。

平成27年10月に、学部学生、大学院学生の主要就職先企業7社と3つの行政機関等の人事担当者に対して、大学における教育の成果に関する意見をアンケートにより収集している。それらの中から4つの企業・機関については、教員による訪問調査を実施している。

また、平成27年10月に、同様の調査を卒業生・修了生78人にも行い、当該大学の教育の成果、就職支援活動についての意見を収集している。

企業及び卒業生等へのアンケート結果は、学生部・就職担当教員からなる学生部委員会就職・キャリアアップ支援部会、教授会で報告するとともに、職員研修会、新任研修会においても報告し、教育内容・方法や就職支援の在り方の改善に活かしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学科・専攻、教養教育センター、キャリアサポートセンターごとの取組とともに、全学FD研究集会が年1回開催されており、特定のテーマに関して発表と意見交換が行われている。これらの内容を取りまとめた全学FD報告書は、教員全員に配布され、教育プログラムの改善、授業内容の充実、組織全体の改善に役立てている。

平成 25 年度の全学FD研修会で報告された「環境共生教育演習」における授業実践の取組について地域に学ぶ方針が持つ教育効果の共有は、平成 28 年度から開始された「地域創生フィールド演習」の企画開発に反映されている。また、公共政策学部の「グローバル人材プログラム」に関する報告は、平成 27 年度に開始された「グローバル人材プログラム」を全学に展開する契機となっている。

三大学共同化教養教育については分野別の担当者会議を年に数回開催しており、担当教員が一堂に会して課題の洗い出しや新たな方法論の提示等を行っている。また、大学コンソーシアム京都FDフォーラムに参加し、教員が継続的に企画検討委員や分科会コーディネーターを務めている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務系職員については、多くの職員が京都府からの派遣となっているため、新任時及び定期的に府職員研修・研究支援センターが実施する各種研修を受けている。また、大学職場固有の課題、国の大学政策の動向等について、学内における研修機会を設けている。京都府公立大学法人においても、事務系職員の転入時に大学職員としての意識啓発・知識習得等を図る研修を行うとともに、以降も学部事務等大学固有業務に精通し、企画立案にも参画できる職員を育成するための研修を実施している。教務や学生支援関係等の専門職員においては担当職務に対する専門的な知識・能力を深めるため、学内及び他大学の学生指導研究集会、保健管理研究集会といった専門会議に参加している。

TAについては教務部委員会がガイドラインと取扱要綱を策定している。当該大学院学生に対して、学生指導に必要な基礎的知識や指導上の留意点等について、TAを雇用する担当教員から随時説明している状況である。ただし、平成 27 年度は生命環境学部の生命分子化学科、農学生命科学科、森林科学科の1年次生が受講する「基礎実験及び同実験法（物理学、化学、生物学）」を担当するTA（大学院学生）を一堂に集め、教員による研修会を実施している。

これらのことから、教育支援者に対しては、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成27年度末現在、当該大学の設置者である京都府立大学法人の資産は、固定資産34,580,527千円、流動資産11,937,251千円であり、資産合計46,517,778千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債15,503,473千円、流動負債9,975,485千円であり、負債合計25,478,959千円である。これらの負債のうち、当該公立大学法人の設立団体である京都府からの長期借入金が10,934,990千円である。その他の負債については、長期及び短期のリース債務885,124千円を含んでいるものの、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該大学を設置する京都府立大学法人の設立団体である京都府から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成23年度から5年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

さらに、当該大学では、外部資金の獲得状況として、国等の競争的資金の獲得件数及び金額が年々増加傾向にある。

このことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成26～31年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、教員会議等の意見を踏まえ、法人に対して予算要求を行った後、経営審

議会及び理事会の議を経て決定している。なお、当該大学の収支計画については、理事会承認前に、教育研究評議会に協議事項として図り、了解を得ている。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

さらに、これら収支計画を踏まえて、各教員会議等において資料配布として、当該大学の教職員に明示されている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成27年度末現在、京都府公立大学法人としての収支状況は、損益計算書における経常費用47,398,204千円、経常収益47,417,354千円、経常利益19,149千円、当期総利益は44,925千円であり、貸借対照表における利益剰余金44,925千円となっている。

そのうち、当該大学の収支状況は業務損益が8,625千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の教育、研究経費の予算配分に当たっては、部局長会議で全般について審議し、教授会等での周知を行っている。

さらに、公立大学の使命でもある地域貢献活動に対しては、京都府による地域貢献型特別研究費の拡充が図られ、外部資金の獲得を目的とした重点戦略研究経費は、戦略的な研究活動の推進を図り、大学シーズと企業ニーズのマッチングを目的としたコーディネーターの配置を行うなど、戦略的な研究支援を行っているところである。また、平成28年度には、戦略的な大学運営を目指した学長裁量経費を創設し、地域貢献活動の充実を図る体制強化のほか、学部・研究科が特徴ある研究活動を推進できるよう大型研究機器の整備等の予算の確保を図ったところである。

施設設備に係る資源配分については、「京都府立大学キャンパス整備プラン」に基づき、施設配置や教育環境の整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、法人財務室により作成された財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、京都府知事に提出され、その承認を受けている。

さらに、法人全体の財務諸表をウェブサイトで掲示しているほか、事務局に備え閲覧できるようにするなど適切な形で公表することとしている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査、京都府監査委員の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、行われている。

会計監査人の監査については、京都府知事が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査要綱に基づいて、理事長が直接任命した監査員が実施している。

京都府監査委員の審査及び監査事務局による書面審査が行われている。

また、監事は会計監査人から報告を受け、会計監査人は内部監査室が実施した監査状況について情報交換が行われるなど、連携が図られている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適切に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

京都府公立大学法人には、理事長の下に理事会、経営審議会が設置されている。法人の事務組織として総務室、財務室、経営戦略室の3室に49人(兼務含む。)が配置されている。

事務局には事務局長以下、主に全体の管理運営を行う管理課(22人)と、経営企画等を担当する企画課(9人)が設置され、学生部・教務部の下には教務等を担当する学務課が設置されている。

常勤の事務職員は、全員が京都府から派遣され、府立大学に配置された職員である。

学長の更なるリーダーシップを支える組織の充実を目的として、大学の運営に関する重要事項を協議し、処理するための部局長会議や学部・研究科を越える全学的な課題に係る検討や、部局長会議の協議事項の企画、立案を行う企画・推進会議を設置している。

また、大学と法人本部との連携や意志疎通を円滑化するために、大学の管理課総務担当と総務室、管理課経理担当と財務室、企画課と経営戦略室間に兼務職員を配置している。

危機管理面では、「災害対策に係る行動マニュアル」を策定し、異常気象等の災害時の行動計画を明確にするとともに、異常気象以外の緊急時にも同マニュアルを準用して対応することとしている。また、「学生が関わる事件・事故(正課、課外活動等)対応マニュアル」を作成するとともに、新型インフルエンザに対応するために「緊急時指定教職員制度」を発足させ、マニュアルを整備している。

防災計画、消防計画を策定し、随時改訂するとともに、学生に向けた、携帯可能な「自主防災マニュアル」を策定し、全学生に配布している。さらに、防災訓練も実施している。避難訓練や、消火、煙体験訓練等、体験を基に、事案が発生した際には実際に行動できるよう、啓発と意識付けを行っている。

これらにより、緊急時の素早い情報伝達と共有化を図るとともに、発災時等には学長をトップに災害対策本部を中心として、所管部局や委員会と連携する体制を整備している。

研究面等の安全管理体制については、研究に関する倫理上の基本的事項について調査審議するとともに、研究者から申請された研究の実施計画について倫理的、社会的及び科学的な観点から審査する倫理委員会、大学における実験及び実習に関する安全保持を目的とする、大学における動物実験を適正に実施するための動物実験委員会を設置するとともに、京都府立大学組換えDNA実験規程や京都府立大学放射線障害予防規程等を定めウェブサイト等により周知している。

研究活動上の不正行為に関しては、「京都府立大学における研究活動上の不正行為等への対応に関する規程」を改正し、研究者と管理者等の責務の明確化と管理責任体制の強化、研究倫理教育の実施を行い、研究活動の不正行為の防止に努めている。

公的研究費に係る不正防止のための規程を定めるとともに「京都府立大学科学研究費補助金等取扱要領」を改訂し、さらに、研究者が遵守すべき行動規範、不正の認識に応じる調査要領を定め、防止計画を策定して対策に努めている。また、コンプライアンス研修の受講の必須化やコンプライアンス推進責任者の任命等による体制強化等を実施している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員等のニーズや意見については、教授会・教員会議や各種委員会、係会議、課長会議等における発言等を通じて認識している。その意見を反映させ、大学内の各施設にセキュリティシステムを導入している。

隔年に学生生活実態調査を行い、その結果に基づき学生の意見や要望を把握し、その結果、学生窓口の業務対応について、学務課の昼休み休憩の時間帯をずらし、学生の昼休み時間に対応できるように変更すること、施設の改善について大学会館ホールの照明の改善や体育館部分の清掃等の対応を行っている。

学生部からの提案や学生からの要求に基づく協議等を行うために、学生の自治組織である中央連絡協議会を設置し、そこでの意見は、学生部を通じて、学生の要望・意見が大学運営に反映される仕組みとなっており、平成25年度には証明書自動発行機を更新している。

学外関係者については、府内高等学校の進路指導担当者との懇談、後援団体である校友会（大学の活動を支援する市民・事業者有志の組織）の会議等が行われている。学生の保護者等は、後援会を組織して、課外活動、就職活動の支援等を行っているが、年1回開かれる総会では、保護者から大学へ様々な要望が出されており、トイレの洋式化や身体障害者用トイレの温水洗浄便座設置等の対応を行っている。

また、教育研究評議会や経営審議会には学外有識者も委員として参画しており、その意見が随時管理運営に反映されている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

2人の監事が置かれ、監事は、理事会にオブザーバーとして出席し必要な助言を行っているとともに、法人の定期監査等を行っている。また、決算時においては、監査法人とも意見交換をした上で監事の監査報告書を作成するほか、随時、財務及び業務について意見を述べている。

京都府公立大学法人は、大学に対する内部監査を実施している。内部監査は、法人本部事務総長を監査責任者として、事務総長直轄の専任職員によって一定の独立的立場からテーマを自由に設定し、実施されている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-2④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

常勤の事務職員は、全員が京都府から派遣される職員であるために、組織運営やマネジメント関係等職員として必要な能力については、その役職ごとに体系的に京都府が行う職員研修に参加させている。（平成27年度は16種類の研修に延べ35人が参加。）

教務、学務等大学に固有の業務については、新規配属時には新任職員研修を開催し、大学の概要や主な課題等について集合研修を行っている。

さらに、公立大学協会が実施している「公立大学FD・SD研究会」や「公立大学職員研修会」等への参加等、必要な知識・技術習得のための研修に参加させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価活動は、自己評価委員会が、各学部に設置されている評価組織である学部等委員会と連携しながら実施している。

また、平成20年度の公立大学法人への移行後については、毎年度の年度計画の実績評価作業の中で、振り返り・点検を行っており、計画進捗状況の点検に基づく改善等、自己点検・評価・改善が行われている。学校教育法第109条第1項が求める自己点検・評価は平成21年度に行われている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成21年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受け、「大学評価基準を満たしている」と評価されている。

平成20年度の公立大学法人への移行後は、地方独立行政法人法により、設立団体である京都府が策定した中期目標に基づき中期計画を策定し、毎年度、年度計画で当該年度に実施する事業内容を計画し、その実績については、京都府が設置する第三者評価機関である京都府公立大学法人評価委員会、教育研究評議会や理事会の外部有識者による評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

評価結果は、法人としては理事会、経営審議会において、大学としては教育研究評議会、部局長会議等においてフィードバックしている。個別の取組事項について「計画が十分には実施されていない」と評価された項目並びに、「計画を上回って実施」、又は「計画を十分に実施」という評価を得た項目が90%未満である領域については、各担当部局でその原因を分析するとともに、改善を検討するなどの対応を行っている。

また、平成26年度に行った自己点検・評価について、評価結果に基づいて課題とした事項について、改善策を講じており、その実施状況については京都府公立大学法人のウェブサイトで公表している。

第1期中期目標期間中である平成21年度に受けた大学機関別認証評価において改善を要する点として指摘された「学士課程の2年次編入及び大学院課程の1つの研究科においては、入学定員充足率が低い、又は入学定員超過率が高い。」については、社会人大学院学生を対象とする長期履修制度を設けているほか、留学生の入試機会の拡大・制度規程改正（身元保証書提出の撤廃）、大学院学生も参加した研究科主催の説明会の実施を行うなど適正な入学者確保のための方策を講じている。また、同じく改善を要する点とされた「多くの建物において、老朽化がみられる。」については、教養教育共同化施設（平成26年度）や新総合資料館（仮称）（平成28年度予定）の建設を行う等の対応を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】
基準 10 を満たしている。
(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的、大学院の目的を定めた学則及び大学院学則を、全教員と全入学生に配布される学生便覧に明記するほか、大学ウェブサイトに掲載している。

また、毎年開催される新任教員研修において大学の目的の周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学ウェブサイトの「大学の教育研究上の目的」のページに、学部各学科及び研究科各専攻の教育課程の編成・実施方針と学位授与方針を掲載している。学部各学科及び研究科各専攻の入学者受入方針は、同じく「入学、卒業後の進路の状況」のページに掲載するとともに、各種募集要項に記載し、ウェブサイトの「受験生の方」のリンクに項目を設け、各学部及び各研究科の入学者受入方針の容易な閲覧を図っている。

京都府立大学と府内高等学校との懇談会でも、入学者受入方針の周知が図られている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等についての情報のうち、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を義務付けている 9 項目については、大学ウェブサイト内の「教育情報の公表」のページ中の「法定事項」の欄において掲載している。教員の研究活動に関しては同ウェブサイト内の「教員データベース」（R I S 大学連携研究者データベース）へのリンクを設け、より詳細な情報を公表している。

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 が定める事項をウェブサイトにおいて公表している。

大学が発行している学術報告（紀要）については、附属図書館「学術機関リポジトリ」のリンクにおいて公表している。また法定事項の 9 項目以外にも、「教育情報の公表」のページ中の「任意事項」の欄において、「本学の特色ある取り組み」（地域連携センター紹介、地域社会と関わる人間を育てるキャリア育成プログラム、京都政策研究センター紹介）、「認証評価の結果の概要」等の内容を公表している。

自己点検・評価の結果の概要を公表している。また、大学ポートレートにも参加している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。

意見の申立てがあったものについては、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立件数：1件

（申立1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p>（1）意見の申立ての対象となる基準 基準3 教員及び教育支援者</p> <p>（2）意見の申立ての対象となる箇所 I 認証評価結果 主な優れた点</p> <p>（3）意見 「長期研究専念制度を設けて、研究活動を活発に行っている」点について、優れた点として明記していただきたい。</p> <p>（4）理由 3-1-④にも触れられているが、本学として26年度以降、不在時の非常勤講師経費の対応もサポートするなど、他の大学では制度はあってもなかなか効果的な運用をされていない中、しっかりとした実績が上がっている。 また、訪問調査においても、委員から高い評価をいただいていたものと認識している。</p>	<p>（1）対応 原案どおりとする。</p> <p>（2）理由 優れた点の抽出については、『評価実施手引書』（P.8）記載の以下の考え方を参考として、評価部会及び認証評価委員会の審議を経て決定することとしている。</p> <p>1) 大学の目的・目標に照らして、優れていると判断されるもの。 2) 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。 3) 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。 4) 大学一般に期待される水準から見て、優れていると判断されるもの。</p> <p>意見として申立てられた取組は着実に実施されていることは確認できたが、上記の審議の結果優れた点としては指摘しないこととした。</p>

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 京都府立大学

(2) 所在地 京都府京都市

(3) 学部等の構成

学部：文学部、公共政策学部、生命環境学部

研究科：文学研究科、公共政策学研究科、
生命環境科学研究科

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、教養教育センター、地域
連携センター、京都政策研究センター、
京都和食文化研究センター、生命環境
学部附属農場、生命環境学部附属演習
林

(4) 学生数及び教員数（平成28年5月1日現在）

学生数：学部1,820人、大学院275人

専任教員数：147人

助手数：3人

2 特徴

本学は、明治28年（1895）4月に創設された京都府簡易農学校（昭和19年（1944）、府立農林専門学校）と、昭和2年（1927）4月に開校した京都府女子専門学校とを母体として、昭和24年（1949）4月に新制大学として発足した。発足時は、農学部と文家政学部の2学部構成であったが、その後、文家政学部が、文学部と福祉社会学部、人間環境学部へと改変され（平成9年（1997））、大学院は農学研究科（昭和45年（1970）設置）に始まり、その後各学部設置された。

府立農林専門学校の設置目的は、京都府地域の農林業の近代化と発展に貢献し、府下各地域で指導的な中堅的担い手となる人材を育成することであり、また府立女子専門学校は、地域住民の女子高等教育に対する強い要望に応えることであった。両専門学校の設立理念は新制大学にも受け継がれ、設置目的を記述した学則第1条には「本学は、学術の中心として、広く知識を授け人格の向上を図るとともに、深く専門の学術を教授、研究し、文化と産業の発展に寄与することを目的とする」とあり、学校教育法第52条（大学の目的）中の文言に加えて、「文化と産業の発展に寄与する」という語句が挿入されている。

平成20年（2008）4月には、公立大学法人へと移行す

る際に、文学部、公共政策学部、生命環境学部の3学部とそれぞれの大学院に再編された。文学部は、日本・中国文学科、欧米言語文化学科、歴史学科の3学科、公共政策学部は、公共政策学科、福祉社会学科の2学科、生命環境学部は、生命分子化学科、農学生命科学科、食保健学科、環境・情報科学科、環境デザイン学科、森林科学科の6学科構成である。

公立大学法人へと移行する際に、学則第1条も改訂され、「本学は、京都府における地の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探求し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする」と、公立大学としての性格を明確に表現した。同時に、「京都府立大学の理念」および「京都府立大学行動憲章」を定めて、大学の進むべき方向を、大学構成員と社会とで共有することをめざしている。

本学の特徴の第一は、本学が人文系（文学部）、社会系（公共政策学部）、自然系（生命環境学部）とバランスのとれた中規模総合大学の構成をもち、研究教育能力の高い教員による徹底した少人数教育を特色としている点にある。専任教員1名ごとの学部学生数（収容定員）は11.0人であり、平成27年（2015）年度卒業生のアンケートでは、卒論以外の専門科目について「満足している」「ある程度満足している」を合わせて、90.5～98.8%であり、極めて高い満足度を示している。

特徴の第二は、本学が京都府の設置する公立大学である点である。研究面では、各学部・研究科における基礎研究を展開するとともに、地域貢献型特別研究（府大ACTR）により、毎年約30課題前後におよぶ京都府内の課題に的確に対応した地域振興、産業・文化の発展等に貢献する調査研究に取組、特色ある研究成果を地域に還元している。教育面では、京都府立大学、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学がそれぞれの教育理念を基本にししながら、京都3大学が共同することで、新たな教養教育を構築するために、平成26年度から全国初となる教養教育共同化をスタートさせた。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の目的

京都府立大学は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。

2. 京都府立大の理念

本学は、本学のあるべき姿と進むべき方向を大学構成員と社会とで共有することをめざして、「京都府立大学の理念」を定めた。

京都府立大学の理念

京都府立大学は、2008年（平成20年）4月、京都府公立大学法人としての再出発に際して、学問の府としての歴史的・社会的使命を認識するとともに、京都府民に支えられる府民のための大学であることを自覚し、京都に根ざした魅力的で個性ある京都府立大学の創造に向けて、新たな飛躍をめざす。

1 京都府立大学は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。

2 京都府立大学は、総合的な教養教育と体系的な専門教育によって、豊かな知性と教養、論理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、地域社会と国際社会の持続可能な発展に貢献できる人材を育成する。

3 京都府立大学は、研究者の自由な発想と高い倫理性に基づく独創的な研究を展開し、日本及び世界の学界において最高水準の研究を推進するとともに、京都府を中心とする自然・社会・歴史・文化・産業に関する地域研究を総合的に展開する。

4 京都府立大学は、府民の生涯学習を支援し、府民、NPO、産業界、行政機関、大学等と協力・連携して地域調査研究活動を進め、地域貢献活動を積極的に展開する。

5 京都府立大学は、研究交流や留学生の受け入れ・派遣などの国際交流を活発に展開し、学術・文化の交流を通して、国際社会の相互理解に寄与する。

6 京都府立大学は、学問の自由な発展をめざすため、構成員ひとりひとりの人権を尊重し、自律的・自発的な探究を保障する。また、構成員には、大学自治の精神に基づいて、教育、研究、地域貢献及び大学運営への参加を求めるとともに、公立大学の社会的使命を果たすため効率的な大学運営を行う。さらに、大学の活動全般について自主的な点検と評価を行い、第三者による評価を受けて、それらの情報を公開することにより、府民に対する説明責任を果たす。

3. 行動憲章

本学は、「京都府立大学の理念」を実現するため、教育・研究・社会貢献・大学運営の4項目にわたる行動の指針を行動憲章として社会に宣言する「京都府立大学行動憲章」を定めた。

京都府立大学行動憲章

(前文)

私たち教職員は、本学のあるべき姿を明らかにするために、「京都府立大学の理念」を定めるとともに、この「理念」を実現するため、教育・研究・社会貢献・大学運営の4項目にわたる行動の指針を行動憲章として社会に宣言します。

私たちは、この行動憲章にもとづいて、長い文化的伝統を持つ京都の地において、本学が百十余年にわたって府民に支えられつつ学問の府として活動してきた歴史を踏まえ、学生とともに、これからも京都府の知の拠点として、その使命を果たし続けます。そして、自主自律の精神のもと、大学人としての自覚を持ち、豊かな知性と教養、高い専門能力と倫理的判断力を備えた人材を育成し、高度で独創的な研究を推進することによって、自然との共生をはかりながら、地域社会の発展と府民生活の向上、さらには人類の幸福に貢献します。

教育

1 すぐれた人材の育成

私たちは、地域から地球規模にいたるさまざまな問題に自分の力で対処することのできる、高度な知識と応用力を備えた人材を育てます。

2 教職員と学生がともに学ぶ大学

私たちは、学生とともに学ぶ主体として尊重し、学生の知的好奇心にこたえ、個々の学生に応じたきめ細かい教育を行うことにより、自ら学ぼうとする意欲を高めるように努めます。

3 分野にとらわれない幅広い教育の推進

私たちは、専門分野に限定されない幅広い教育を行い、学生が豊かな知性と教養を身につける手助けをします。

4 個性的で高いレベルの専門教育の推進

私たちは、学生が十分に理解できるよう指導に配慮した上で、常に高いレベルを維持しつつ、他では得がたい個性的な専門教育を行います。

5 最高水準の大学院教育

私たちは、大学院生とともに学び、研究を進めることによって、最高水準の大学院教育を行います。

研究

1 高度で独創的な研究の遂行

私たちは、長期的な展望に立ち、さまざまな分野において独創的な世界最高水準の研究を推進すると同時に、人文科学・社会科学・自然科学の各分野にわたる研究の調和的発展をめざします。

2 地域に根ざした研究の推進

私たちは、研究の素材を積極的に地域に求めながら、人びとの知的好奇心から生活の向上、文化や産業の発展にいたるさまざまなニーズにこたえる研究を推進します。

3 自主的で倫理性の高い研究の推進

私たちは、学問の場としての大学にふさわしい自由な発想と高い倫理性、豊かな人間性をもって、地域から地球規模にいたるさまざまな問題の解決をめざす研究を推進します。

社会貢献

京都府立大学

1 すぐれた人材の育成による社会への貢献

私たちは、さまざまな分野で活躍することができる能力的・人格的にすぐれた人材を育成することによって、地域及び国際社会の発展に貢献します。

2 地域社会への貢献

私たちは、本学における教育や研究の成果を京都府内外の諸地域に還元することによって、地域の発展と生活の向上に積極的に貢献します。特に、京都府を中心とする地域課題にこたえる調査・研究を重点的に行い、また、生涯学習などを推進して、京都府民のニーズに積極的にこたえます。

3 国際社会への貢献

私たちは、海外の大学などと教育・研究の交流を積極的に行い、留学生や研究者の受け入れと送り出しを推進して、世界の人びととの相互理解を深めます。

大学運営

1 人権の擁護

私たちは、本学構成員の基本的な人権を尊重して、差別・ハラスメントのない大学づくりをすすめます。

2 学問の独立の尊重

私たちは、大学における学問の自由を尊重し、いかなる権力にもおもんばかなく、学問の独立の精神を貫きます。

3 対話と相互理解に基づく大学運営

私たちは、教育・研究・社会貢献・大学運営に積極的に関わる意欲を持って、本学構成員が対話を通じて合意を形成できるような民主的な運営をめざします。そのために、各種の大学運営への参画の機会を本学構成員に保障し、人事の自律性をはじめとした各組織の自治を尊重しつつ、大学運営に関する責任を果たします。

4 計画的・効果的な資源の活用

私たちは、府民から負託された資源を計画的かつ効果的に活用することにより、教育・研究を維持・発展させ、本学に課せられた社会的使命を果たします。

5 社会に開かれた大学

私たちは、本学の情報を公開し、主体的に自己点検と評価を行い、社会に対する説明責任を果たします。

6 教育・研究環境の整備

私たちは、意欲ある教員と専門性を身に付けた職員に支えられた教育・研究環境を整備します。また、本学が歴史都市京都の洛北の地に位置することも踏まえ、キャンパス環境をたえず向上させ、安心・安全で美しいキャンパスづくりをすすめます。

4. 中期目標

大学の目的・理念、行動憲章を実現するために、中期目標を定めている。そのうち、大学、各学部、大学院教育に関する目標は以下のように定めている。

教育に関する目標

(1) 人材育成方針

ア 世界に通用する高い専門能力・技術力や豊かな人間性を身につけ、高い使命感や幅広い教養に裏づけられ

た総合的な判断力を持ち、文化の創造と社会の形成を担い、様々な分野において指導的役割を果たせる有為な人材を育成する。

イ 大学における社会人の学びなおし機能を強化し、キャリア転換や職業上必要な専門知識・技術を習得するための環境を整備する。

ウ 学生が徹底して学ぶことができる環境を整備し、能力を最大限に伸ばし、鍛えた上で社会人・職業人として送り出す教育機能を強化する。

エ 府立大学

(ア) 豊かな知性と教養、論理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、府民の生活の向上と産業の発展に寄与し、地域社会と国際社会の発展に貢献することができる人材を育成する。

(イ) 大学院においては、人文・社会・自然の諸学術分野における理論と応用を習得させ、世界水準の優れた研究者を育成するとともに、国際化する社会の中で地域において指導的役割を果たし得る高度な専門性を有する人材を育成する。

(2) 教育の内容

ア 入学者の受入れ

(ア) 大学の基本理念・教育方針に基づいた入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)を基に、目的意識や学習意欲の高い優れた資質を有する人材を幅広く受け入れるとともに、入学者選抜制度の改善に取り組む。

(イ) 社会人や留学生の受入れ体制や教育環境を整備し、積極的な受入れを行う。

イ 教育の内容・課程

(ア) 教養教育の充実

a 教養教育共同化施設(仮称)を拠点とした医科大学・府立大学・京都工芸繊維大学の3大学の特色ある教育・研究の活用と相互の連携により、教養教育の共同化を推進し、少人数教育の良さを生かしながら共同化による総合大学と同様のメリットを生み出し、レベルの高い教養教育の実施や3大学の学生・教職員の交流を促す。

b 幅広い視野と高い教養を涵養することができるよう、共同化カリキュラムの充実など、教養教育の内容を一層充実する。

(ウ) 府立大学

a 創造的精神と豊かな人間性を育て、高度かつ体系的な専門知識や技術に係る教育を行うとともに、府立大学の強みを活かして、文理融合、文化と食と農の融合等による学際的な教育を推進する。

b 大学院においては、優れた研究者や高度専門職業人の育成のため、各専門分野の内容の深化、高度化、先端化、学際化及び国際化等に対応できる教育を充実させ、きめ細やかな教育研究指導を行う。

ウ 教育の方法

(ア) 少人数や双方向の授業の展開、インターンシップなどの体験学習、臨床教育、府内外でのフィールドワークを推進する。

(イ) 様々な教育的課題に対応した総合的な教育の推進、社会経済環境、ニーズの変化に対応したカリキュラムや教育体制の改善を行うとともに、免許・資格等の取得をはじめ専門的能力の向上を図る。

(ウ) 授業の到達目標及び成績評価基準を明示し、学生の学習意欲を高めるとともに、学習成果について、厳正で適正な単位認定及び進級・卒業判定を行う。また、大学院においては、研究活動・専門能力の評価体制を整備し、厳正かつ適正な成績評価と学位論文審査を行う。

(3) 教育環境の充実・向上

ア 教育の実施体制等の整備

京都市立大学

教育・研究・運営能力に優れた人間性豊かな教職員を幅広く確保するとともに、柔軟かつ多彩な人員配置を行い組織の活性化を図る。

イ 教育環境・支援体制の整備

(ア) 既存施設の有効活用、老朽施設・設備の整備・改修など、必要な教育環境を整備するとともに、高度情報化教育や情報通信技術の活用など、教育の情報化を推進する。

(イ) 新総合資料館(仮称)との連携により、学術情報収集や発信機能を充実・強化する。

ウ 教育活動の評価

教員の自己評価、学生による授業評価や第三者による評価等により、教育の質保証に取り組む。

(4) 教育の国際化

ア 国際交流協定締結校や国内外の大学等との連携による学生の交流や研究者の受入れなど、国際的な教育研究交流を推進する。

イ 国際社会で活躍することができる人材を育成するため、国際的な視野の習得、異文化理解教育や語学教育を推進する。

(5) 学生への支援

ア 学生の学習意欲を高めるとともに、学生の自主学習を促進する教育環境を整備する。

イ 学生のニーズに応じた学習支援やメンタルヘルス・ハラスメント等の相談・助言等の体制を充実・強化する。

ウ 就学困難な学生に対する個別指導や授業料の減免・奨学制度の充実などの経済的な支援に取り組む。

エ 社会や学生のニーズに対応したキャリア教育や卒業教育の推進、きめ細かな就職・進学など、進路の指導を行うとともに、卒業生の府内での就職を促進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究の内容に関する目標

ア 目指すべき研究水準・機能

基盤研究や学際研究における世界水準の研究活動を推進するとともに、その成果の実践的研究(臨床研究)や地域を対象とした研究への展開を進める。

イ 研究成果の社会・地域への還元

(ア) 府や市町村等の行政課題や地域課題に具体的に対応できる研究体制の構築やシンクタンク機能を充実・強化する。

(イ) 研究成果の開示と積極的な国内外への発信により、文化、福祉、医療、科学、産業等の発展に寄与する。

(2) 研究環境の充実・向上

ア 研究の実施体制等の整備

(ア) 横断的・学際的な研究分野を開拓し、3大学連携研究の推進をはじめ、国内外の大学、試験研究機関、行政機関等との連携、民間企業及び病院との研究交流の推進や外部の優秀な人材の受入れなどができる柔軟な研究体制を構築する。

(イ) 基盤的研究の推進及び重点課題、地域課題や次世代を担う若手研究者の育成などに資源の戦略的配分を行う。

イ 研究環境・支援体制の整備

(ア) 先端・学際研究など、研究の高度化に対応した機能強化と研究支援体制の整備及び共同研究を推進することができる研究環境の総合的な向上を図る。

ウ 研究活動の評価及び管理

(ア) 研究成果や業績などについて、学会・学術誌等に発表し、学外有識者の意見・評価も積極的に取り入れ、

評価結果を研究の質の向上につなげる。

- (イ) 研究活動の社会的責任を果たし、透明性・信頼性を確保するため、研究活動に係る不正行為や利益相反を防止するための適正な指導を行うとともに、審査、監査、公表等の組織体制や関係規程の充実・強化を行う。
- (3) 研究の国際化 国際交流締結校や海外の大学、研究機関等との学術提携などによる共同研究の推進、優秀な海外の研究者の招へいなど、国際学術交流を推進する。

3 地域貢献に関する目標

(1) 府民・地域社会との連携

- ア 「国際京都学センター」と連携して「京都学」など、文化、歴史、風土等の共同研究を推進するとともに、府民の健康と福祉の向上をはじめ、文化のみやこ・京都における文化学術の継承と創造、産業の発展、地域振興やまちづくりなど、幅広い社会貢献に積極的に取り組む。
- イ 府立大学の知的資源を総合的に活用し、地域連携センターや京都政策研究センターを中心とした地域課題の解決や地域発展に貢献する取組を推進する。
- ウ 将来を担う世代の育成を図るため、地域の青少年が「ほんまもの文化」や高度な学術研究にふれることができる機会を拡大するとともに、高大連携など地域の教育機関との連携を一層推進する。
- エ 京都の特色を活かした講座、地域社会や府民のニーズに対応した講座の開催など、府民の生涯学習の充実に図り、社会人教育を一層推進する。
- オ 府民に開かれた大学として、府立大学附属図書館など大学施設の府民への開放や地域との交流などを推進する。

(2) 行政等との連携

- ア 行政課題や地域課題等の研究・提案機能の強化により、府や市町村等への提言機能の充実及び行政職員・医療従事職員の人材育成に貢献する。
- イ 「和食」に関する教育研究など、府や関係団体等と連携して、文・理・技の融合、医・食・農の融合等による学際的な教育研究を推進する。
- ウ 市町村等との包括協定を推進し、連携を強化することにより、地域振興、教育、文化、保健、福祉等の事業の推進に貢献する。

(3) 産学公連携の推進

- ア 大学で創出された研究成果を知的財産とし、地元企業等での活用を図るとともに、大学発ベンチャーの支援を行う。
- イ 研究開発や人材育成において、地域の中小企業・農林事業者等との連携を強化して、地域産業の活性化を促進する。
- ウ 国内外の大学、研究機関等との共同研究の拡充や地域の産業、イノベーションや新産業創出の支援を行うなど、産学公連携の体制を強化する。

(京都府公立大学法人中期目標より抜粋 <http://www.pref.kyoto.jp/daigaku/documents/tyuukimokuhyou.pdf>)

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますので
ご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201703/
daigaku/no6_1_1_jiko_kpu_d201703.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201703/daigaku/no6_1_1_jiko_kpu_d201703.pdf)